

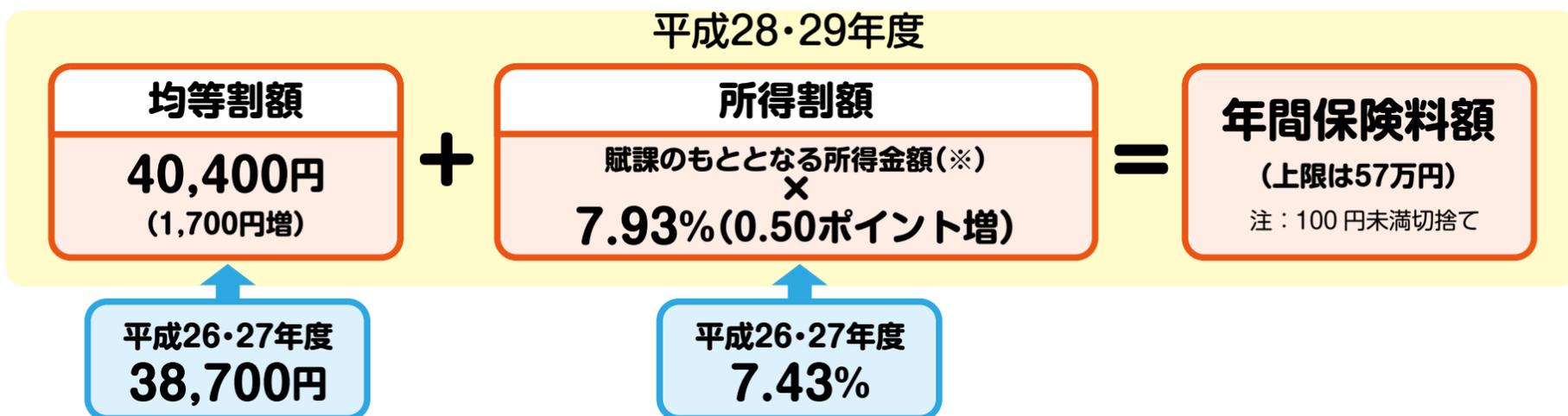
ちは広域連合だより

千葉県人口 **6,225,396** 人(平成28年2月1日現在) 被保険者数 **691,070** 人(平成28年1月31日現在) **第20号**

平成28・29年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011・資格保険料課 ☎043-308-6768

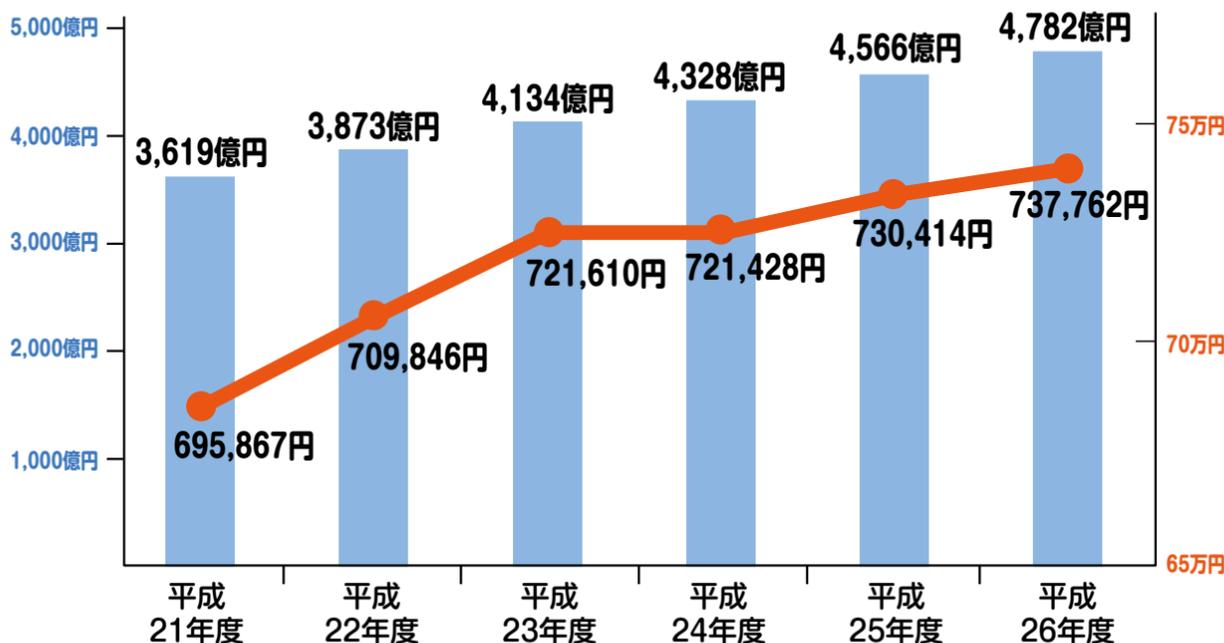
後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、2年に1度、見直しを行います。この度、平成28・29年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。また所得の低いかたには、保険料の軽減があります(2ページ参照)。計算例を3ページに掲載しています。なお、新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。



※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料率の主な上昇要因

千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移



●一人当たりの医療給付費の増加
一人当たり医療給付費(みなさまが窓口で負担していただく分以外)が、年々増加しており、今後2年間も増加が見込まれます。

●高齢者負担率の引き上げ
後期高齢者負担率(医療給付費に占める保険料の負担割合)が10.73%から10.99%になります。(負担割合は全国一律)

■ 医療給付費 ● 一人当たり医療給付費

被保険者のみなさまには、ご負担をおかけしますが、広域連合では、引き続き被保険者のみなさまが、安心して医療やサービスを受けることができるよう制度の安定的運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。